

組合員の皆様へ

～出資証券を廃止し、

今後は出資金残高証明書等を発行します～

平素より本組合の事業運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、従前より組合員の皆様からお預かりしております出資金の証拠証券として、出資証券を発行してまいりました。しかし、J Aが発行する出資証券は株券等のような有価証券ではなく、法律上J Aが発行を義務付けられたものではないこと、また、組合員手続きの簡略化と出資証券発行に伴う経費節減を図るため、県下や全国のJ Aにおいても順次出資証券の発行を廃止しておりました。

つきましては、本J Aも平成27年3月31日をもって出資証券の発行を廃止することにいたしました。

これに伴い、現在お持ちの出資証券は無効となりますが、組合員の皆様からお預かりしている出資金ならびに組合員としての権利等についてはこれまでと変わりなく、出資金管理は従前同様厳格に行ってまいりますのでご安心下さい。

また今後、加入・増口・譲渡・譲受等の異動手続きの際には、これまで通りご本人を確認できる書類等のご提示をいただきますが、出資証券のご提示の必要はございません。

組合員の皆様へは今回の出資証券発行廃止時における出資金残高をご確認いただくために平成27年3月31日現在の「出資金残高証明書」を後日発行いたします。また今後、出資配当時には「出資配当金振込通知書(兼)出資金残高証明書」を、さらには、組合員の皆様からのご請求時及び各種異動手続き時にも「出資金残高証明書」を随時発行いたします。

なお、現在お持ちの出資証券は平成27年4月1日以降は無効となりますので、破棄していただく等処分をお願いいたします。

ご不明な点がございましたら、お取扱い支店へお尋ねいただきますよう重ねてお願い申し上げます。

平成27年2月
古川農業協同組合